

## 安中市 省エネ基準適合性判定手数料一覧表

建築物単位で算定

用途		評価方法	床面積の合計 m <sup>2</sup> ≤                      < m <sup>2</sup>	手数料(円)		
住宅	戸建	標準計算法等 ※1	～ 200	33,000		
			200 ～	37,000		
		仕様・計算併用法	～ 200	23,000		
			200 ～	26,000		
		仕様基準	～ 200	18,000		
			200 ～	19,000		
	共同等 ※2	標準計算法等 ※1	～ 300	65,000		
			300 ～	108,000		
		仕様・計算併用法	～ 300	47,000		
			300 ～	79,000		
仕様基準		～ 300	31,000			
		300 ～	54,000			
非住宅	工場等 以外	標準入力法等 ※3	～ 300	212,000		
			300 ～	265,000		
		モデル建物法	～ 300	82,000		
			300 ～	104,000		
	工場等 ※4	標準入力法等 ※3	～ 300	21,000		
			300 ～	30,000		
		モデル建物法	～ 300	17,000		
			300 ～	26,000		
			住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算し徴収する。			

※1 標準計算法のほか、大臣が認める方法を適用する場合や、外皮は気候風土適用住宅を適用し、一次エネルギー消費量は標準計算法を適用する場合を含む

※2 共用部を評価しない場合は、共用部の床面積を除いて算定する

※3 標準入力法のほか、大臣が認める方法を適用する場合を含む

※4 建築物の全部を、工場等(工場、危険物の貯蔵若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設)の用途に供する場合